

写

公共事業再評価に関する意見

(令和 6 年 1 月)

青森市社会資本整備評価委員会

目 次

頁

1 審議案件

《公共事業再評価》

案件第 1 号 篠田地区融流雪溝整備事業…………… 1

案件第 2 号 北中野地区融流雪溝整備事業…………… 2

案件第 3 号 青森市公共下水道事業（八重田処理区）

案件第 4 号 青森市公共下水道事業（新田処理区）…………… 3

《社会資本総合整備計画事後評価》

案件第 5 号 都市公園等事業[都市公園等の長寿命化と安全安心
なまちづくり]…………… 4

2 意見書の活用…………… 4

1 審議案件

審議案件に係る意見を以下に取りまとめた。

なお、案件第3号青森市公共下水道事業（八重田処理区）及び案件第4号青森市公共下水道事業（新田処理区）については、内容に関連があることから一括して説明、審議を行い、採決は1件ずつ行った。

《公共事業再評価》

○ 案件第1号 篠田地区融流雪溝整備事業

① 事業について

当該事業は、宅地化が進んだ既成市街地である篠田地区において、融流雪溝（総延長約13,522m）を整備するものである。

平成30年度に事業着手し、令和4年度末の事業の進捗率は、事業費全体で8.7%となっている。

当該地区に融流雪溝を整備することにより、冬期間の機械除雪の際に生じた寄せ雪等を融流雪溝で処理することで、十分な道路幅員が確保され、冬期間の道路交通機能及び歩行者空間の安全を確保することができることから、着実に事業を実施していただきたい。

② 対応方針案について

篠田地区融流雪溝整備事業については、継続して実施すべきである。

○ 案件第 2 号 北中野地区融流雪溝整備事業

① 事業について

当該事業は、地域住民の重要な生活路線が通る北中野地区において、融流雪溝（総延長約 3,645m）を整備するものである。

平成 30 年度に事業着手し、令和 4 年度末の事業の進捗率は、事業費全体で 18.3%となっている。

当該地区に融流雪溝を整備することにより、冬期間の機械除雪の際に生じた寄せ雪等を融流雪溝で処理することで、十分な道路幅員が確保され、冬期間の道路交通機能及び歩行者空間の安全を確保することができることから、着実に事業を実施していただきたい。

② 対応方針案について

北中野地区融流雪溝整備事業については、継続して実施すべきである。

- 案件第 3 号 青森市公共下水道事業（八重田処理区）
- 案件第 4 号 青森市公共下水道事業（新田処理区）

① 事業について

八重田処理区においては、昭和 27 年度に事業着手し、全体計画面積約 3,411ha のうち、令和 4 年度末で約 2,808ha の整備を完了しており、これにより下水道普及率は約 89%、整備区域内の水洗化率は約 94%となっている。

新田処理区においては、昭和 51 年度に事業に着手し、全体計画面積約 1,637ha のうち、令和 4 年度末で約 1,203ha が整備を完了しており、これにより下水道普及率は約 70%、整備区域内の水洗化率は約 79%となっている。

青森地区での下水道普及率は約 83%。整備区域内の水洗化率は約 89%となっている。

公共下水道事業は、市民の衛生的な生活水準の確保等に寄与するものであるから、着実に事業を実施していただきたい。

② 対応方針案について

青森市公共下水道事業（八重田処理区）及び青森市公共下水道事業（新田処理区）については、いずれも継続して実施すべきである。

《社会資本総合整備計画事後評価》

○ 案件第5号 都市公園等事業～都市公園等の長寿命化と安全 安心なまちづくり～

① 事業について

当該事業は、社会資本整備総合交付金に基づく、都市公園等事業であり、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減を目標とし、遊具・ベンチ・照明灯等の更新を実施したものである。

計画期間は平成29年度～令和3年度となっており、計画期間が終了したことから、当該計画の目標の達成状況等の確認や今後の公園施設の適切な維持管理に向けた方策の検討を行うために市が実施した事後評価の内容について、審議を行ったものである。

② 評価について

事後評価の内容について、特に異論なし。

引き続き、青森市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の適切な維持管理を実施していただきたい。

2 意見書の活用

市においては、公共事業再評価への対応方針を決定する場合において、本意見を尊重していただくとともに、その結果を、当委員会に報告いただきたい。

また、今後、社会資本総合整備計画を作成し、事業を実施する場合において、本意見を参考としていただきたい。